

## 令和7年度岡山の高校生留学支援事業

# 県立高校生留学支援（チャレンジ枠） 実施要項

### ◆ポイント◆

- ・2週間以上、3か月未満の留学に対して、35万円を支給します。
- ・応募時に参加する留学プログラムが確定している必要はなく、支給決定後に参加するプログラムを決めることが可能です。

## 1 趣旨

優れた国際感覚、国際理解の増進を図る上で、高校生段階における海外留学の経験が非常に有効であることから、留学支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより岡山県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する生徒の留学を促すことを目的とする。留学経験により、日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな語学力やコミュニケーション能力、チャレンジ精神や異文化を理解する精神等を有し、県内外においてさまざまな分野で主体的に活躍できるとともに、本県の持続的発展に貢献するグローバル人材の育成を目指す。

なお、本チャレンジ枠については、学びに対する意欲や能力が高いにもかかわらず、家庭の事情等により、海外留学をすることが困難である生徒を支援するものである。

## 2 事業内容

学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラム（以下「プログラム」という。）に参加する生徒に対して、経費の一部を支援する。

### (1) 対象となるプログラム

学校教育において有意義であると校長が認めているプログラムで、実施に当たって次の要件が満たされているものを対象とする。なお、本チャレンジ枠の応募時に参加するプログラムが確定している必要はなく、支給決定後に下記2(6)アにより報告することとする。

- ・安全な実施に向けて、プログラム実施業者等が参加する生徒・保護者に向けて適切に説明を行っている。
- ・参加する生徒に対するプログラム実施業者等による現地での支援体制が整備されている。
- ・参加する生徒に対するプログラム実施業者等及び在籍している学校による危機管理体制が確立されている。
- ・令和7年7月1日から令和8年3月31日までの期間に出発する。
- ・プログラムの期間及び内容が、2週間以上、3か月未満の期間で、次のア～オのいずれかに該当するものとする。

ア 海外の語学学校等のプログラムや現地校の授業に参加し、外国語を用いて異文化交流を行う。

イ 海外の大学等のサマースクール等に参加し、外国語を用いて様々な科目を学修する。

ウ キャリアカレッジや専門学校等での学修、農場や工場等での実地研修やインターンシップ等に参加する。

エ スポーツ・芸術の海外のトレーニングセンター、教育機関、芸術学校等に通学し、技量の向上を目指す。

オ NGO 等が主催する国際支援活動に参加するほか、国際協力について関係機関で学び理解を深める。

## (2) 支給金額及び支給人数

一人当たり 35 万円

支給人数 2 人

## (3) 支給対象者

県立の高等学校又は中等教育学校後期課程に在籍する生徒で、対象となるプログラムに参加し、かつ、次のア～ウ全ての条件に該当するもの。なお、県教育委員会が実施するその他の留学支援金（国庫を含む）の給付を令和 7 年度に受ける生徒は、重複して年度内に本事業の支援金支給対象者となることはできない。

### ア 求める人物像

グローバル人材の基盤となる豊かな語学力・コミュニケーション能力、チャレンジ精神や異文化を理解する精神を身に付ける意欲があり、将来世界を舞台にグローバルに活躍したり、地域にしながら世界とつながりグローバルに活躍する意欲のある生徒

### イ 学業の状況等

校長の推薦を受け、学業に意欲的に取り組んでおり、選考時の学習成績が次に定める基準に合致する生徒

直近の学年末の全体の評定平均値が4.0以上かつ、外国語科目の評定平均値が4.5以上であると同時に、英語運用能力がCEFR A2レベル相当以上であること。（1 学年に在籍する生徒については、中学校第 3 学年の成績による。）

### ウ 経済状況

経済的理由など、家庭の事情等により、海外留学をすることが困難である生徒

※独立行政法人日本学生支援機構が実施する「進学前（予約採用）の給付奨学金」の家計基準（<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/yoyaku.html>）の支援区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）における収入基準の対象となることを目安とする。

## (4) 支援対象となる費用の範囲等

対象となる費用の範囲は、次のア～ケに該当するものとする。

### ア 国際航空運賃（1 往復分）

### イ 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1 往復分）

### ウ 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1 往復分）

### エ 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用

### オ 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用

### カ 外国での教育機関等に納付する研修費、施設利用費等

### キ 海外傷害保険料

### ク 寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う滞在費用

### ケ 上記の費用を含むプログラム実施業者等に支払う参加費用

※派遣先での小遣い、通信諸費用、食費、衣服代に係る費用については対象外とする。

## (5) 応募

### ア 提出書類

希望者は次の書類を作成して在籍している学校に提出する。在籍校は希望者が支給対象であることを確認した上で、校長を経由して次の書類を提出する。

(ア) 「県立高校生留学支援」給付申請書及び推薦書（様式 1）

(イ) 直近の学年末の全教科の成績証明書

ただし 1 学年に在籍する生徒については、原則として、申請時における仮評定による。

(ウ) 作文

課題：あなたが計画している留学において、行いたいこととその理由について具体

的に書きなさい。

条件：縦 A4 判横書き 800 字程度、使用言語は日本語、所定の原稿用紙を使用、手書き（パソコン・ワープロ使用不可）

(エ) 世帯調書（様式 1－1）

(オ) 給付を受けようとする者の属する世帯の前々年分の収入を確認することができる書類

(カ) 住民票の写し（世帯全員の続柄が確認できるもの）

(キ) その他必要に応じて求める書類等

※ 申請時に提出できない書類については、その旨を備考欄に記入するとともに、得られ次第速やかに提出すること。

#### イ 提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号  
岡山県教育庁高校教育課指導班（留学支援担当）  
電話 086-226-7585

#### ウ 応募期間

令和 8 年 1 月 1 6 日（金）（必着）とするが、希望する留学の時期等によって期間内に審査を行うことがあり、支給者が定員（2 人）に達した場合には、期間内に応募を打ち切る場合がある。

応募の意思がある場合は、速やかにその旨を在籍している学校に相談し、在籍校は県教育委員会に報告すること。

#### エ 支援金支給の決定

県教育委員会は提出書類により給付申請者について審査するとともに、申請者に面接を実施し、支援金支給を決定する。

なお、面接についての期日等は、在籍する学校の校長を通じて申請者に連絡する。

### (6) 支援金支給・完了報告の手続き

#### ア プログラム報告書の提出

支援金の支給決定を受けた者は、プログラムの内容がわかる書類（写し可、**2 (1)**に示した要件を満たしていることを示す内容を含むこと。）及び支給対象となる経費（上記**2 (4)**参照）の額がわかる書類の写しを添えて、プログラム報告書（様式 1－2）をプログラム開始の 20 日前までに上記**2 (5)**イの提出先に郵送すること。なお、令和 8 年 3 月 11 日までに報告がない場合は、支給決定を取り消すこととする。

#### イ 請求書、実績（支払完了）報告書及び支払証拠書類の提出

(ア) 支援金の支給決定を受けた者は、経費の支払を令和 8 年 3 月 11 日までに完了すること。

(イ) 上記(ア)の支払が完了したときは、最終の支払が完了した 7 日以内に請求書（様式 2）及び実績（支払完了）報告書（様式 3）を、支払ったことを証明する書類（納付書・領収書等）の写しを添付して上記**2 (5)**イの提出先に郵送すること。

支援金は、上記書類を受理した後に、支援金の給付を受ける者の保護者名義の国内口座に日本円で振り込む。

期限までに上記書類の提出がないときは、支援金の給付を受ける資格を失うことがある。

なお、支払額が支給金額を下回ったとき及び令和 8 年 3 月 11 日までに支払が完了しなかった経費については、別途通知する額の確定通知書（様式 5）に基づき、差額を返還するものとする。

#### ウ 支援金交付の取消し及び返還

次の場合、支援金の支給決定を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を求めること

がある。

- (ア) 申請時の応募資格を喪失したとき。
- (イ) 申請書類等の記載事項に虚偽があったとき。
- (ウ) 支援金の給付を受ける者としてふさわしくない行為があったとき。
- (エ) 提出すべき書類や提出期限等に関して県の指示に従わなかったとき。

エ 支援金の給付を受ける者の義務

- (ア) 支援金の給付を受ける者は、留学が修了したときは、修了の日から起算して60日以内に留学修了報告書(様式4)を在籍校の校長を経由して上記2(5)イの提出先に提出しなければならない。
- (イ) 支援金の給付を受ける者は、本事業の趣旨を踏まえ、留学の成果が最大限収められるよう努めるとともに、留学先で岡山県の魅力を積極的に発信すること。
- (ウ) 支援金の給付を受ける者は、県の実施する行事等にできるだけ協力しなければならない。

(7) その他

- ア 本事業における支援金の給付を受ける者が、他の民間団体等からプログラム参加のための奨学金等の給付を受けても差し支えない。ただし、それら給付された奨学金等及び支援金の総額が、「2(4) 支援対象となる費用の範囲等」に記した費用の総額を超える場合は、その超える額に応じて支援金の給付額を減額する。
- イ 上記アに該当する場合は、申請時に奨学金等の給付金額を申告しなければならない。
- ウ 一度提出された出願書類は返却しない。
- エ 出発までにやむを得ず留学を中止する場合、在籍校の校長を通じて、上記2(5)イまで速やかに連絡すること。連絡を受けた後、返金等の手続について指示する。